

釧路市避難所マニュアル (避難者用)



1 はじめに

津波や洪水など大規模な災害が発生すると、一時的に避難して身の安全を確保できても、自宅や交通網等が被災することで、住民や旅行者等が帰宅出来ないという事象が発生します。このような場合、市は、被災した住民等を受入れるための避難所を開設しますが、自宅の再建や交通網の復旧には多大な労力や時間が必要であり、避難所での生活は長期間に及ぶこととなります。避難所の開設や初期の運営は、市が避難所となる施設の管理者等の協力を得ながら実施しますが、人命救助や二次災害防止、被害情報の集約や食料等物資の調達など様々な事象への対応が必要であり、長期間、避難所へ市職員を配置することは出来ません。避難所は、被災した住民等が自宅に代えて生活するところであり、自らが主体となって運営していくことが必要です。

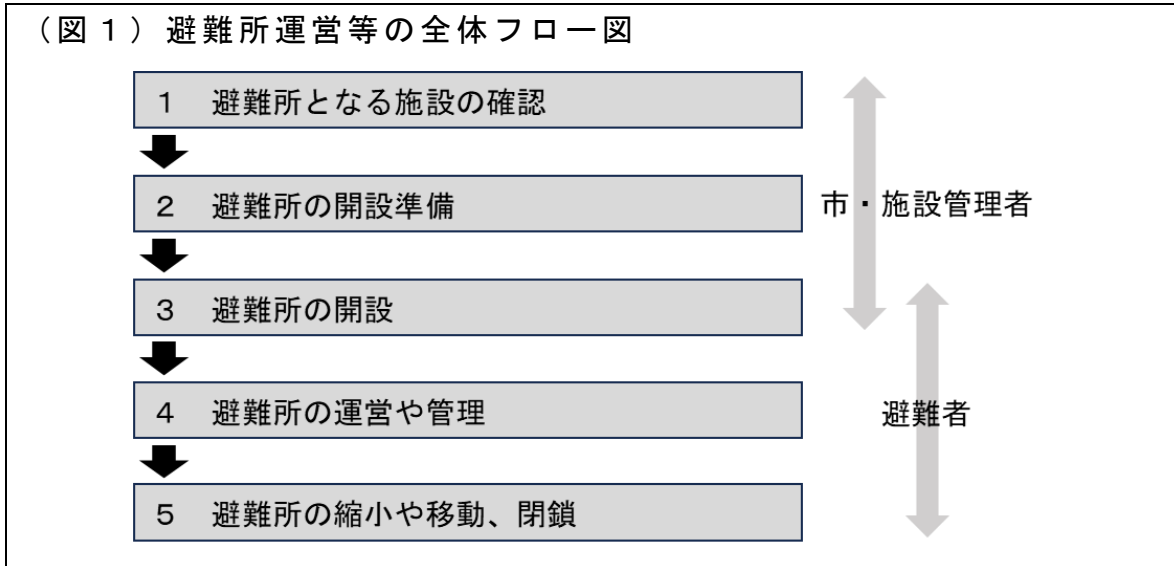
このマニュアルは、自主的に避難所を運営するために必要な項目を示しています。万一の災害に備えて、事前にマニュアルを確認いただくとともに、避難所は自らが運営するという意識を持っていただき、避難所運営を担っていただくようお願いします。

【避難所をみんなで運営していく大事なポイント】

- ポイント①：避難者は「お客様」ではありません。避難所は自宅に代えて生活するところであり、避難者自らが主体となって運営していきます。
- ポイント②：避難所での役割について、女性は食事づくりや清掃、男性は力仕事など性別によって固定化しないようにバランスの取れた役割を与えます。
- ポイント③：避難者の中には、妊産婦や乳幼児、高齢者、障がい者、外国人など配慮が必要な人もいます。これらの人たちの意見も取り入れたルールを作ります。
- ポイント④：避難所ではたくさんの方々が共同で生活します。決められたルールを守ることや、お互いの心くばり・思いやりが大切です。
- ポイント⑤：女性や子どもが安心して生活できるよう、トイレや更衣室などの巡回方法などを考えます。

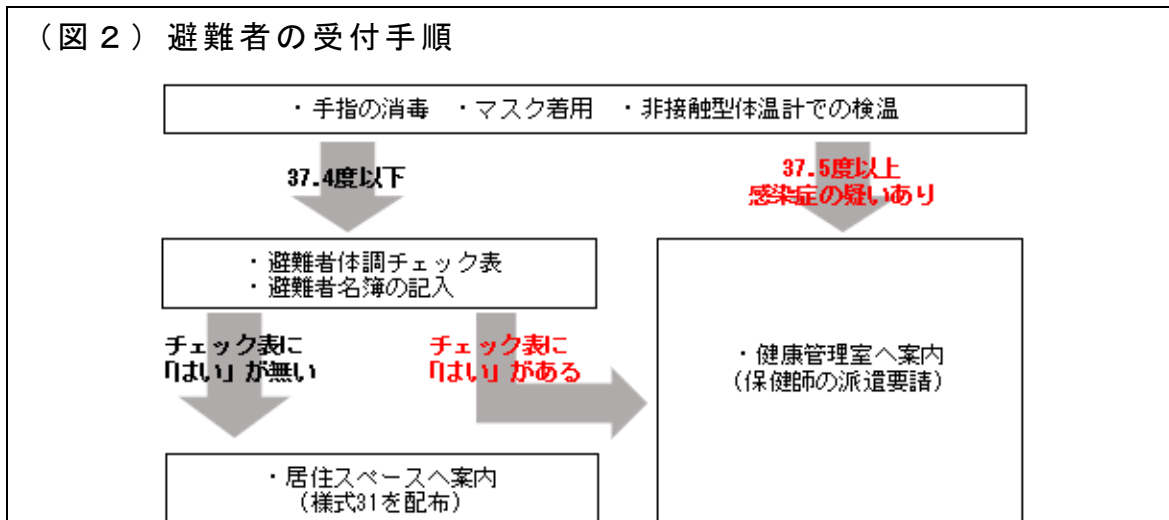
2 避難所運営等の概要と避難者が担う役割

避難所の開設や運営、閉鎖に至る手順は（図1）のとおり、事前準備から避難所開設までは市と施設管理者が対応することとし、**避難者は、避難所開設時の避難者受入れから撤収までの運営等を担うこと**になります。



3 避難所が開設された時に避難者が担う役割

(1) 避難所は、市職員や施設管理者が開設に向けて準備をして体制が整った段階で避難者の受入れを開始します。受入時は（図2）の手順にそって受付を行い、避難者の住所、氏名、家族構成や健康状態などを確認します。その後、避難者の状況に応じて避難所内へ誘導されることとなりますが、避難所では多くの避難者を受入れる必要があり、市職員や施設管理者だけでは多くの時間を費やします。多くの避難者をスムーズに受入れるためにも、避難者の協力が必要となりますので、受付を終えた避難者の方は積極的に協力するようお願いいたします。

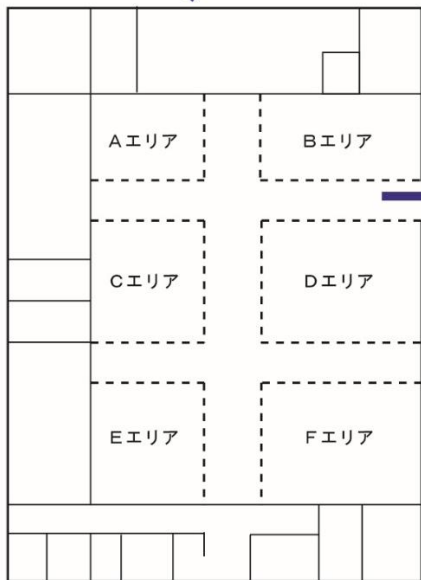
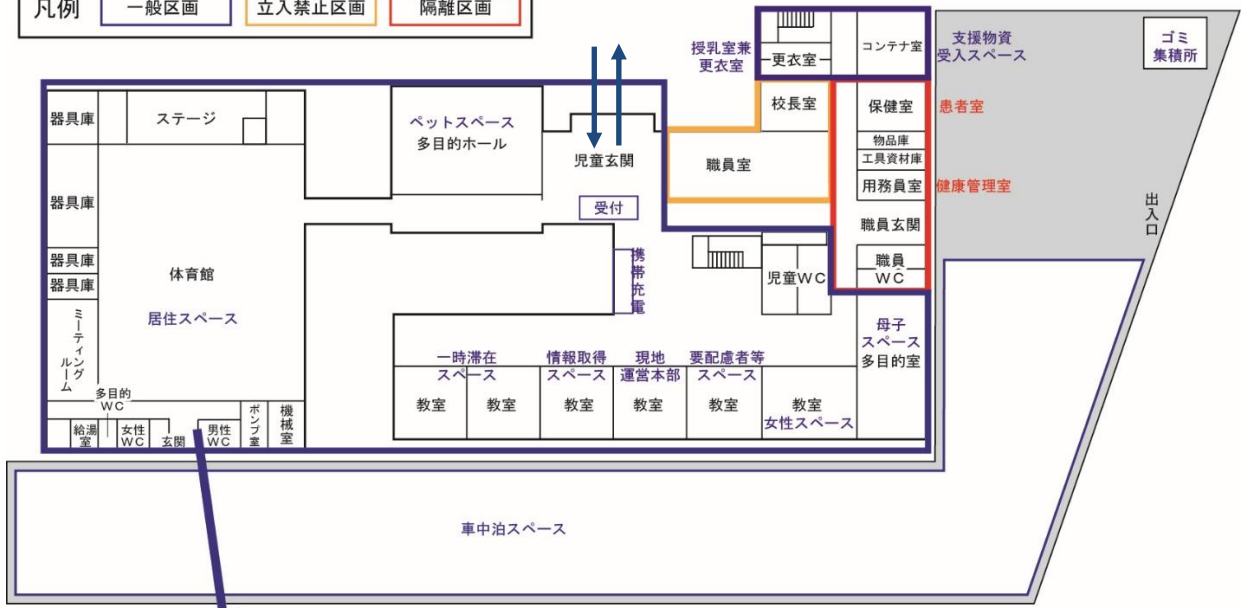


(2) 避難所は、あらかじめ（図3）のとおりゾーニングされていますので、避難者の状況に応じて次のとおり避難所内へ誘導します。

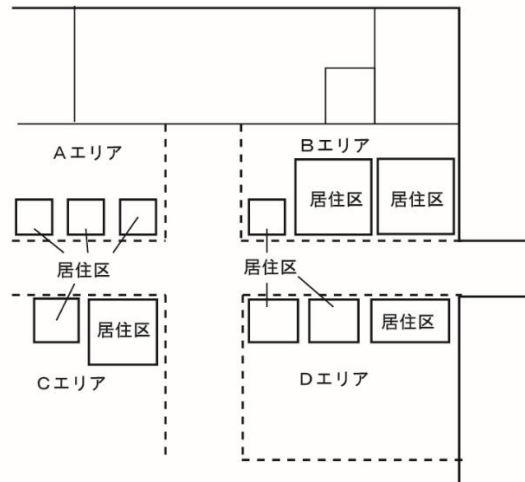
- ① 高齢者や障がい者など配慮が必要な避難者は要配慮者等スペースへ誘導します。
- ② 女性だけの世帯等は女性スペースへ誘導します。
- ③ 母子世帯は母子スペースへ誘導します。
- ④ 上記①から③に該当しない世帯等は居住スペースへ誘導します。
- ⑤ 居住スペースでは、（図3下部）を参考に居住エリアや居住区を確保します。居住区は家族や親族等の世帯単位、居住エリアは町内会や同じ区画（同一の番地など）に住む世帯の集合体となります。
- ⑥ 健康管理室がある隔離区画へは市職員が誘導しますので立入らないでください。避難者にも立入らないように伝えます。
- ⑦ 避難所として使用できないスペースは立入禁止区画となっていますので、立入らないとともに避難者にも立入らないよう伝えます。

(図3) 避難所レイアウト例

凡例 一般区画 立入禁止区画 隔離区画



【拡大図①】



【拡大図②】

4 避難所の運営や管理

避難者の受入れが概ね終了した時点で、市職員が、避難者の中から防災士等の専門的な知識を持っている方、町内会長や自主防災組織の構成員、受入れに協力いただいた方を招集して**現地運営本部**（図4）の設置に向けた協議を行います。市職員や施設管理者が避難所の運営等を担うのは概ね一週間程度であり、この期間中に避難者が自主的に避難所の運営等が出来る体制を整えます。

（図4）現地運営本部と避難者グループの主な役割

現地運営本部		本部会議構成員
調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・現地運営本部の統括や各班との調整 ・災害対策本部等、外部との連絡や調整 	班長(本部長) 副班長
管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者受入れなど避難者の把握 ・避難所生活におけるルールづくり ・避難者グループの編成 	班長(副本部長) 副班長
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内における情報発信 	班長 副班長
食料 物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・食料など備蓄品の管理 	班長 副班長
環境 警備班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内外の衛生環境の維持や管理と安全対策 ・避難所周辺の住家やライフラインの確認 	班長 副班長
保健班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の健康確認や感染症予防に関する取組 	班長 副班長
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等、配慮が必要な方の支援 ・子どもの見守り 	班長 副班長
交流班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者向けのレクリエーションの実施 ・相談室やコミュニティスペースの運営 	班長 副班長
避難者 グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・居住スペースのエリアごとにグループを設置 ・グループ内でリーダーとサブリーダーを選出 ・リーダー等は運営本部と避難者グループのつなぎ役 	リーダー サブリーダー

(1) 現地運営本部の設置

- ① 避難者により、自主的に避難所運営等が出来るよう、現地運営本部を設置して、具体的な業務を担うための班を編成します。
- ② 各班の人選については、食事づくりや清掃等の役割が固定化しないよう、年齢層や性別に十分に留意してバランスの取れた人選を行います。特に、男性と女性ではニーズが異なることから、均等になるように人選します。
- ③ 現地運営本部の本部長は調整班の班長、副本部長は管理班の班長が担います。
- ④ 現地運営本部に編成する班の具体的な役割は、「釧路市避難所マニュアル」の13ページから16ページを確認してください。

(2) 避難者グループの編成

- ① 現地運営本部の設置後、管理班は居住スペースのエリアごとに避難者グループの編成を行い、グループのリーダー、サブリーダーを選出（女性と男性1名ずつ選出）します。
- ② グループは、避難所生活の基本単位であり、リーダー、サブリーダーはミーティングを通じてグループ内の業務分担、情報共有を行ってください。
- ③ グループは、入退所により避難者の変動があった場合、適宜、再編成を行ってください。

(3) 本部会議の開催

- ① 現地運営本部は、避難所運営等を円滑に進めるため、各班の班長及び副班長、避難者グループのリーダー及びサブリーダーが参加する本部会議を1日1回以上開催します。
- ② 会議では、避難所生活において必要なルールの作成や修正を行います。また、避難所生活における課題などを把握して、対策本部等と連携したうえで対処します。
- ③ 会議では、各班が把握した情報を共有して、必要に応じて避難者に情報提供を行い、円滑な避難所運営等につなげていきます。
- ④ 調整班は、会議で共有された課題などについて、対策本部等へ報告のうえ解決に向けた取り組みを各班と調整します。

(4) 避難所のルールづくり（様式12）

- ① 現地運営本部は、施設管理者や避難者と協議のうえ、避難所での生活に必要なルールを定め、避難者全員に周知してください。
- ② 避難所での生活に必要なルールは、概ね次のとおりです。
 - ア 避難所生活全般に関すること。
 - イ トイレに関すること。
 - ウ ごみに関すること
 - エ ペットに関すること。

(5) 受入れ後に確保するスペース（様式3）

現地運営本部の設置や避難者グループを編成したあとに、より快適に、そして安心して避難所生活を過ごせるよう、以下に示すスペースも設置します。スペースの役割などについては、「釧路市避難所マニュアル」の18ページから19ページを確認してください。

- ① 採暖室
- ② コミュニティースペース（サロン）
- ③ 相談室
- ④ 静養室
- ⑤ インターネット環境の整備
- ⑥ 入浴設備
- ⑦ 洗濯スペース
- ⑧ 育児室（託児室）、子どもが遊べるスペース

5 避難所の縮小や移動、閉鎖

仮設住宅の建設や住家の修復など災害からの復旧が進むと、避難所から退所する避難者が増えてきます。このような状況になると、対策本部等から各避難所へ縮小等の指示があり、避難誘導G等が該当する避難所へ派遣されます。

(1) 避難所スペースの縮小について

- ① 教育活動の再開が判断され学校を避難所としている場合、管理班は、学校長等の施設管理者と協議のうえ、普通教室を開放するなど避難スペースの縮小を行ってください。
- ② 縮小後も、避難者受入れに必要な最低限のスペース（現地運営本部および居住スペース、健康管理室、車中泊スペース等）を確保して、避難所運営等を継続してください。

(2) 避難所内での移動について

- ① 避難者の減少などにより、居住スペース等を集約する場合は、避難者の了解を得て移動させてください。
- ② 移動後の一人当たりのスペースは、居住スペースの空き具合や避難者の携行品の量を勘案して、拡張しても構いません。

(3) 避難所間の移動について

- ① 対策本部等から避難所集約の指示があった場合、管理班は、避難誘導G等と連携して、避難者の理解・協力を得るための説明を十分に行ってください。
- ② 日時や移動先など、具体的な内容が決定した場合は、避難者に対して速やかに内容を説明してください。
- ③ 移動に当たり、車両や人員確保が必要な場合は、対策本部等に要請してください。

(4) 避難所の閉鎖について

- ① 管理班は、対策本部等から閉鎖の指示があった場合、速やかに避難者に伝え、帰宅又は他の避難所への移動を周知してください。
- ② 避難所からの退去に際し、車両や人員の確保が必要な場合は、対策本部等に要請してください。
- ③ 管理班は、他の班や避難誘導G等と連携して、避難者が退去したのち物品等の後片付けや使用箇所清掃、消毒などの原状回復に向けた作業を行い、清掃等終了後に施設管理者へ引き渡してください。

- ④ 管理班は、避難所の閉鎖、引き渡しを終了したことを対策本部等に報告してください。